

県南広域振興局長告示第66号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年4月28日

県南広域振興局長 勝 部 修

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
アイン薬局北上店	北上市九年橋三丁目17番17号	平成21年3月27日
岩手県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町4番57号	平成21年3月31日
日本調剤東町薬局	花巻市東町3番15号	〃
あじさい薬局	北上市九年橋三丁目18番15号	〃
クラフト薬局北上九年橋店	北上市九年橋三丁目18番5号	〃
医療法人石川医院	北上市大通り二丁目1番22号	〃
岩手県立北上病院	北上市九年橋三丁目15番36号	〃